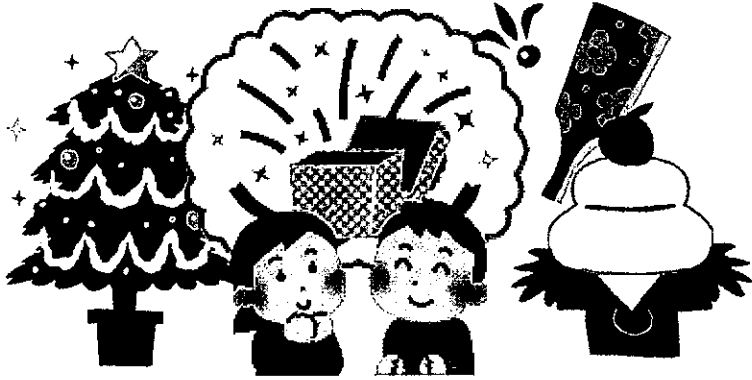


暮らしの情報



目次

- P1 お子様用の玩具や乗り物は、安全面に気を付けましょう！
- P2,3 高齢期の住まいを考える
- P4 出前講座のご案内

お子様用の玩具や乗り物は、安全面に気を付けましょう！

ークリスマスなどの時期、プレゼントを購入する際にも注意ー

クリスマスや新年を迎えるに当たり、新しい玩具や乗り物等をお子様にご提供する機会が多くなります。お子様が事故なく安全に楽しく遊ぶために、下記の点に特に気をつけましょう。

■玩具

- ・安全な玩具を選ぶ際はSTマークの有無を参考にしましょう。
- ・お子様の年齢に合った玩具を選びましょう。
- ・小さな部品は、年少の子供が誤って口に入れて窒息するなどの危険があります。年長の兄弟などが遊ぶ玩具にも気を付けましょう。

玩具安全基準合格
4912345 67890 4

ST 16

(一社) 日本玩具協会
東京都豊田区東町4-22-1

STマークの例



■子供向けの乗り物

- ・幼児用自転車、キックスケーターやペダルなし二輪遊具などの乗り物は、乗り方を教えて練習させ、遊び場所などに留意し、ヘルメットなどの防具を着用させましょう。

■その他

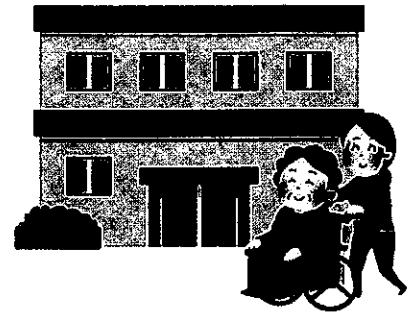
- ・ボタン電池やマグネットは、飲み込むと重篤な症状になる場合もあり特に危険です。玩具以外にも、ボタン電池などを使用している製品の取扱いには十分注意しましょう。



高齢期の住まいを考える

皆さんは、高齢期を迎えた時「どこで」「どのような」暮らしをしたいと考えていますか？住み慣れた自宅での生活が理想ですが、体が不自由になったり、パートナーに先立たれたりすることも考えられます。このようなとき、自宅で介護支援を受けて生活を続ける他に、住む場所を変え、手厚い介護を受けて生活するという選択肢もあります。

まず、高齢期の住まいにどのような選択肢があるのか、見てみましょう。



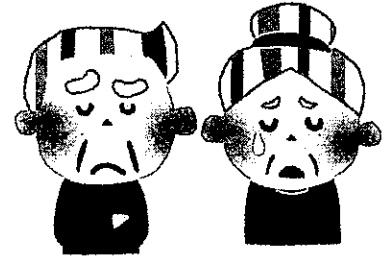
施設種別		概要	メリット	デメリット	対象目安
介護保険施設	介護老人福祉施設（特養）	身体上・精神上の著しい障がいにより常時介護が必要で在宅介護の困難な高齢者等が対象。	基本的に終身での利用が可能。	待機者が多く、入所までに数ヶ月～1年以上かかる場合が多い。	原則要介護3以上
	介護老人保健施設（老健）	入院治療の必要はなく介護・リハビリが必要な高齢者等に対して機能訓練等のサービスを提供。在宅復帰を目指す施設。原則3か月（長くて1年程度）。	医療・介護のケア、リハビリの体制が整っている。	入所期間が限られている。	要介護1以上
	介護療養型医療施設	長期にわたる療養を必要とする高齢者が、介護その他の世話及び機能訓練・医療を受ける。	医療・介護のケアが整っている。	将来的に廃止予定。	要介護1以上
養護老人ホーム		環境上の理由や経済的理由等により、居宅での生活が困難な高齢者のための措置施設。	所得に応じた費用負担。	介護度が高くなった場合は、退所しなければならない。	概ね65歳以上で要件を満たし、なおかつ入所判定委員会の判定を受けた方
軽費老人ホーム・ケアハウス		高齢などの理由で日常生活に不安があり、家族の援助が困難な人を対象に食事提供、生活支援などを行う。	費用が比較的安い。	介護度が高くなった場合は、退去しなければならないことがある。	60歳以上（または夫婦のどちらかが60歳以上）で身の回りの家事ができる高齢者
認知症高齢者グループホーム		専門職員より生活援助・身体介護・機能訓練を受ける少人数の共同生活住居。	認知症高齢者でも安心して介護を受けられ、認知症ケアが充実。	医療ケアを行っておらず、身体状態が悪化すると退去しなければならないことがある。	要支援2または要介護1以上の認知症の方
有料老人ホーム	介護付	高齢の入居者に食事・介護・家事・健康管理を提供する住まい。 終身の利用権利を取得することができる。	常駐する介護スタッフにより、介護サービスを受けることができる。	外部の介護サービスを利用できないことが多い。	要介護・介護不要両方が対象
	住宅型		外出など、日常生活の自由度が高い。 必要な介護サービスを選択して利用可能。	介護度が高くなった場合は、退去しなければならないことがある。	要介護・介護不要両方が対象
	健康型		日常的な活動を楽しむ設備が充実している。	介護が必要となった場合は、退去しなければならない。	介護を必要としない自立した高齢者
サービス付き高齢者住宅		高齢の方のための賃貸住宅。安否確認と生活相談のサービスを提供する住まい。バリアフリー構造や一定の面積・設備等が定められている。	外出など、日常生活の自由度が高い。 必要な介護サービスを選択して利用可能。	介護度が高くなった場合は、退去しなければならないことがある。	60歳以上の高齢者または、要介護・要支援の60歳未満の方

※対象や提供されるサービス、退所・退去の条件等については、施設により、上記と異なる場合があります。詳細は各施設にお問い合わせ下さい。

住まい選びの注意点

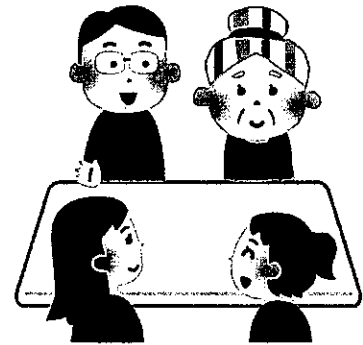
昨今、自宅に代わる住まいの選択肢として、公的施設への入所希望が大変多く、入所までの待機期間も長いため、有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅を選ぶ方が増えてきました。また、利用者の様々な要望に応えるためのサービスが充実してきた一方で、契約内容が複雑になってきています。

では、「こんなつもりではなかった」ということにならないように、納得のいく住まい選びをするには、どんなことに注意したら良いのでしょうか。



■住まい選びをする前に・・・

1. まず、本人の希望を聞いておきましょう
2. どのようなサービスに重点を置くか確認しておきましょう
3. 家族間で十分に話し合い、共通の認識を持ちましょう
4. 費用について考えておきましょう



■住まい選びの手順

1. 施設に関する情報を集める

どのような施設があるか自治体のホームページで確認しましょう。

2. 資料を取り寄せて検討する

条件にあった施設をいくつか選び、施設からパンフレットや重要事項説明書を取り寄せて、内容をチェックしましょう。その際には、複数の施設の資料を取り寄せて、内容を比較検討しましょう。

3. 施設を見学して、体験入居してみる

周辺環境や施設の設備、雰囲気などを知るために、必ず見学することが重要です。「体験入居」できる施設もありますので、入居後の生活をイメージして1日の流れを体験しましょう。自分にあった施設を見つけるために、複数の施設で体験入居をしてみましょう。

4. 契約内容を十分に検討する

契約前には契約書、重要事項説明書、パンフレットなどで、利用できるサービスと費用負担を十分に検討して、納得がいくまで説明を受けましょう。「説明がわかりにくい」「質問にきちんと答えない」このような施設は、選択肢から外したほうが良いでしょう。

大切な終の棲家の選択です、慎重に行いましょう！

出前講座のご案内

～無料で講師を派遣します！～

消費者トラブルや悪質商法から身を守る方法など、生活に役立つ知識や情報を提供します。
費用は無料！専門の資格を持った消費生活相談員が講師として皆さんの地域に伺います！

【対象】 市内在住、在勤又は在学する概ね10人以上の団体
☆老人会・町内会・保護者会・学校などさまざまな団体からご依頼いただいております。

【昨年度開催テーマ】

- ・最近の悪質商法の手口とトラブル対処法
- ・高校生のネット契約トラブルから身を守る
- ・クーリングオフ制度の概要について
- ・スマホトラブルについて

☆その他テーマのご希望があればご相談下さい。



【講師】 市原市消費生活相談員

【開催日時】 12月29日から1月3日を除く日の9:00～17:00までの内2時間以内

【申込方法】

- ・開催希望日の1ヶ月前までに、電話で消費生活センター(21-0844)へ日時・内容等をご相談ください。
- ・日程等決定後、「出前講座申込書」をご提出いただきます。
(申込書は消費生活センターから送付します。市ホームページからもダウンロード可能です。)



※開催日時は、ご希望に添えない場合があります。

※会場の確保・準備・当日の進行などの運営及び開催に係る費用は申込者負担でお願いします。

こんなハガキにご注意！！

「民事訴訟管理センター」と名乗る機関から、「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」と記載されたはがきが届いたという相談が急増しています。

これは、典型的な架空詐欺の手口です。過去に利用した業者への未払いがあると思わせ、「裁判所に訴状が提出された」、「給与・不動産物の差し押さえ」などと不安をあおり、訴訟の取り下げのため、電話をかけるように誘導します。

身に覚えのない請求に応じる必要はありません。このようなはがきが届いたときは、決して相手に連絡しないでください。

※ 最近、はがきの「タイトル」や「発信元」が変わってきています。下記のように記載されたものも、架空請求はがきです。

タイトル「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」

発信元「法務省管轄支局 国民訴訟通達管理センター」「法務省管轄支局 国民訴訟通達センター」

市原市消費生活センター

住所 〒290-0081

市原市五井中央西1丁目1番地25

サンプラザ市原2階

電話 0436(21)0844

FAX 0436(21)0899

H.P <http://www.city.ichihara.chiba.jp/>

kurashi/syouhi-simin/index.html

消費生活相談専用電話※

0436 (21) 0999

相談受付時間 9:00～12:00・13:00～15:30
(土・日・祝日・年末年始除く)

※消費者からの、業者との契約に関する相談などを受け付けています。